

令和4年度公営企業会計決算に係る

# 資金不足比率審査意見書

青森県監査委員



青 監 査 第 2 7 号  
令 和 5 年 7 月 4 日

青森県知事 宮 下 宗一郎 殿

青森県監査委員	竹 内 均
青森県監査委員	川 嶋 由紀子
青森県監査委員	櫛 引 ユキ子
青森県監査委員	小比類巻 正規

令和4年度公営企業会計決算に係る  
資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和4年度公営企業会計決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。



# 令和4年度公営企業会計決算に係る資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

令和4年度の青森県工業用水道事業、青森県下水道事業及び青森県病院事業の決算に係る各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

## 第2 審査の方法

審査に当たっては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、青森県監査委員監査基準に準拠し、

- 1 法令等に照らし算定過程に誤りがないか
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか
- 3 算定の基礎となる書類等が適正に作成されているか

などに重点を置き、決算諸表その他の帳簿及び証書類等と照合精査を行うとともに、公営企業会計決算審査なども参考にして、審査を実施した。

## 第3 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

審査の結果、各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に基づいて作成され、かつ正確であるものと認められる。

資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：%)

区 分		資 金 不 足 比 率		経 営 健 全 化 基 準
		令 和 4 年 度 決 算	令 和 3 年 度 決 算	
法 適 用 企 業	青 森 県 工 業 用 水 道 事 業	—	—	2 0
	青 森 県 下 水 道 事 業	—	—	
	青 森 県 病 院 事 業	—	—	

注1 「法適用企業」とは地方公営企業法を適用する公営企業をいう。

2 「—」は、資金の不足額が生じていないことを示す。

## 2 審査の意見

資金不足比率は、次のとおり、いずれの公営企業も経営健全化基準を下回っている。

(1) 青森県工業用水道事業

資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、算定されない。

(2) 青森県下水道事業

資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、算定されない。

(3) 青森県病院事業

資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、算定されない。